

## 社会福祉法人静和会定款

設	立	昭和23年8月6日
財 団 法 人 認 可	可	昭和25年11月20日
社 会 福 祉 法 人 認 可	可	昭和27年5月17日
保 護 施 設 山 下 更 生 園 認 可	可	昭和28年6月1日
保 護 施 設 山 下 更 生 園 廃 止		昭和42年7月31日
内 部 障 害 者 更 生 施 設 山 下 更 生 園 認 可	可	昭和42年8月1日
養 護 老 人 ホ ー ム 梅 香 園 認 可	可	昭和46年3月29日
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム み や ま 荘 認 可	可	昭和60年3月16日
内 部 障 害 者 更 生 施 設		平成5年3月31日
重 度 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 静 和 園 認 可	可	平成5年4月1日
デ イ ・ サ ー ビ ス セ ン タ ー 知 楽 荘 の 受 託 経 営		平成7年4月1日
軽 費 老 人 ホ ー ム ケ ア ハ ウ ス 福 寿 の 園 認 可	可	平成9年3月5日
介 護 老 人 福 祉 施 設 指 定 (0472400084)		平成12年4月1日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者 指 定 (0472400084)		平成12年4月1日
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 者 指 定 (0472400084)		平成12年4月1日
通 所 介 護 事 業 者 指 定 (0472400134)		平成12年4月1日
高 齢 者 生 き が い 活 動 支 援 通 所 事 業 の 受 託 経 営		平成13年2月1日
身 体 障 害 者 更 生 施 設 静 和 園 指 定 (04000100085311)		平成15年2月25日
身 体 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス 事 業 指 定 (04000100085121)		平成15年2月25日
身 体 障 害 者 短 期 入 所 事 業 者 指 定 (04000100085139)		平成15年2月25日
児 童 短 期 入 所 事 業 者 指 定 (04000300100315)		平成15年2月25日
重 度 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 静 和 園 廃 止		平成15年4月1日
介 護 予 防 通 所 介 護 事 業 (0472400134)		平成18年4月1日
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 (0472400084)		平成18年4月1日
特 定 入 居 施 設 梅 香 園 (0472400456)		平成18年10月1日
訪 問 介 護 事 業 所 梅 香 園 (0472400449)		平成18年10月1日
短 期 入 所 静 和 園 (0412400038)		平成18年10月1日
身 体 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス 事 業 廃 止		平成19年3月31日
自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 ) (0412400103)		平成19年4月1日
障 害 者 支 援 施 設 静 和 園 (0412400038)		平成24年3月28日
身 体 障 害 者 更 生 施 設 静 和 園 廃 止		平成24年3月31日
自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 ) 廃 止		平成24年3月31日
特 定 相 談 支 援 事 業 所 (0432400018)		平成25年3月29日
短 期 入 所 生 活 介 護 ユ ニ ッ ト 指 定 (0472400688)		平成26年4月1日
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 ユ ニ ッ ト 指 定 (0472400688)		平成26年4月1日
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 第 二 み や ま 荘 認 可		平成30年4月1日
山 元 町 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所 指 定 (0492400064)		平成30年4月1日
短 期 入 所 生 活 介 護 (第 二 み や ま 荘) (0472400852)		平成30年6月1日
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 (第 二 み や ま 荘) (0472400852)		平成26年6月1日

- 第1章 総則(第1条—第4条)
  - 第2章 役員及び職員(第5条—第15条)
  - 第3章 評議員及び評議員会(第16条—第22条)
  - 第4章 資産及び会計(第23条—第30条)
  - 第5章 公益を目的とする事業(第31条・第32条)
  - 第6章 解散及び合併(第33条—第35条)
  - 第7章 定款の変更(第36条)
  - 第8章 公告の方法その他(第37条・第38条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条に規定する社会福祉事業のうち、次の事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

- ア 障害者支援施設の経営
- イ 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

- ア 老人デイサービスセンターの経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 障害福祉サービス事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人静和会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的にかつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原111番地11に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数等)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、会長とする。この会長は、法第45条の16第2項第1号に規定する理事長とする。

3 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族、その他各理事

と社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第168号。以下「省令」という。)で定める特殊の関係にある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係があるものが理事の総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

4 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係にある者が含まれることとなってはならない。

(常務理事)

第6条 会長以外の理事のうち1名を、常務理事とする。この常務理事は、法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。

2 常務理事は会長を補佐し、会長の命を受けてこの法人の業務を処理する。

(役員を選任等)

第7条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事・評議員・職員及びこれらに類する他の職務を兼務することはできない。

(理事の職務及び権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第9条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会、評議員会及び宮城県知事に報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第10条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実績に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、報酬等規程を定め公表するものとする。

(理事会)

第12条 この法人の次の業務の決定は、全ての理事をもって構成する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、又会長以外の理事は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集するものとする。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について、決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。
- 7 理事会に出席した会長及び監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 8 この法人は、理事会の日から10年間、前項の議事録を法人事務所に備え置かなければならない。

(役員解任)

第13条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問)

第14条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の意見を聴いた上、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(職員)

第15条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、会長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### (評議員)

第16条 この法人に評議員7名を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第17条 この法人に社会福祉法人静和会評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事1名、職員1名及び外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
- 5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

#### (評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から選任するものとする。

- 2 評議員は、役員又は法人の職員を兼ねることができない。
- 3 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれることになってはならない。
- 4 評議員には、各評議員又は各役員と省令で定める特殊の関係があるものが含まれることになってはならない。

#### (評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

#### (評議員の報酬等)

第20条 評議員に対して、各年度の総額が280,000円を超えない範囲で、評議員会の決議を経て定めた報酬等規程で算定した額を支給するものとする。

- 2 報酬等規程に定めた基準は、公表するものとする。

#### (評議員会)

第21条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 4 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会に議長を置く。

- 6 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の規定にかかわらず、第22条各号に規定する決議のうち次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 9 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第7項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 10 第7項及び第8項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 11 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 12 この法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録を法人事務所に備え置かなければならない。  
(評議員会の権限)

第22条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事を選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第23条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原7番1、109番160所在の空地  
式筆(1,339.65平方メートル)
- (2) 宮城県亶理郡山元町真庭字名生東75番7、72番4所在の旧梅香園敷地  
式筆(4,932.65平方メートル)

- (3) 宮城県亘理郡山元町真庭字名生東75番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建旧梅香園舎(535.84平方メートル)
- (4) 宮城県亘理郡山元町真庭字名生東72番地2所在の鉄筋コンクリート鉄骨陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建静和園舎(1,689.35平方メートル)
- (5) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原111番11所在のみやま荘敷地  
塙筆(10,214平方メートル)
- (6) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原111番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根セメント瓦葺平家建みやま荘舎(2,003.47平方メートル)
- (7) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原111番地11所在の鉄骨造スレート亜鉛メッキ鋼板葺2階建みやま荘車庫(1階)(73.35平方メートル) 倉庫(2階)(38.70平方メートル)
- (8) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100番地40所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建第二みやま荘舎(2,043.07平方メートル)
- (9) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100番地40所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫(67.97平方メートル)
- (10) 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100番地40所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建ポンプ室(13.05平方メートル)
- (11) 宮城県亘理郡山元町山寺字白川71番所在の空地  
塙筆(9,944平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第32条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第24条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮城県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付けが行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第25条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、この法人の事務所に当該会計年度の終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第28条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第29条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第30条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第31条 この法人は、法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 高齢者生きがい活動支援通所事業
- (3) 介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第32条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う



社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第33条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第35条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第36条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮城県知事の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、社会福祉法人静和会の掲示版に掲示するとともに、官報、新聞に掲載又はインターネットを活用して行う。

(施行細則)

第38条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は下記のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	畠	山	辰	夫
常務理事	松	田	徳	
同	関	根	隆	
同	半	田	源	市
理事	渋	谷	正	三
同	西	条	貞	蔵
同	金	田	忠	七
監事	増	沢	辰	郎
同	宝	槻	隆	

以上

昭和29年3月11日 一部変更

昭和30年1月11日 一部変更

昭和31年 2月29日	一部変更
昭和32年 6月15日	一部変更
昭和32年10月25日	一部変更
昭和34年 9月22日	一部変更
昭和38年12月 7日	一部変更
昭和42年10月30日	一部変更
昭和46年 6月25日	一部変更
昭和48年 1月16日	一部変更
昭和54年12月24日	一部変更
昭和60年 1月29日	一部変更
昭和60年12月 2日	一部変更
昭和63年 4月 4日	一部変更
平成 1年 7月 6日	一部変更
平成 3年 9月25日	一部変更
平成 5年 4月27日	一部変更
平成 6年 1月28日	一部変更
平成 7年 5月24日	一部変更
平成 9年 7月 7日	一部変更
平成10年 6月18日	一部変更
平成12年 3月 9日	一部変更
平成13年 2月 7日	一部変更
平成14年 4月10日	一部変更
平成15年 4月 8日	一部変更
平成17年11月30日	一部変更
平成18年 6月23日	一部変更
平成18年 9月19日	一部変更
平成20年 4月25日	一部変更
平成20年 7月11日	一部変更
平成23年 7月13日	一部変更
平成24年 6月 6日	一部変更
平成25年 4月 1日	一部変更
平成27年 4月 1日	一部変更
平成29年 4月 1日	一部変更 (宮城県知事認可日：平成29年 1月13日)
平成30年 3月14日	一部変更
平成30年 7月 1日	一部変更